

貸 金 庫 ご 利 用 規 約

上田信用金庫

当金庫の貸金庫のご利用にあたっては以下の項目を遵守していただきます。なお、本規約の同意をもって貸金庫鍵・カード等受取書にご署名・ご捺印をいただくものとします。

第1項 貸金庫格納品の制限事項

格納品は次に掲げるものとし、これ以外で気体、液体、危険物ならびに格納により変質が予想されるもの、その他当金庫が不相当と認めるものの格納は禁止します。

- ①公社債券、株券等の有価証券類
- ②預貯金通帳・証書類、契約書類、権利書等の重要書類
- ③貴金属、宝石等の貴重品
- ④前記に準ずると認められるもの

第2項 貸金庫貸与鍵および貸金庫管理IDカード

貸金庫契約者ご本人に対して、契約時に貸金庫貸与鍵(以下「貸金庫鍵」とします)の正鍵1本および無人型貸金庫のご利用においては貸金庫のご利用者を特定するための貸金庫管理IDカード(以下「貸金庫カード」とします)1枚を貸与します。また、無人型貸金庫の場合、予め届出されている開扉代理人に対して同じく貸金庫カード1枚を貸与することとします。なお、ご契約時にはご本人ならびに代理人を特定できる確認書類をご提示いただきます。

貸金庫鍵(貸与鍵)の副鍵1本を契約時にご本人立会いのもとで封印し、当金庫が契約解約時まで別途保管するものとします。

なお、貸金庫のご利用を解約される場合は貸金庫鍵ならびに貸金庫カードを直ちに返却していただきます。

第3項 貸金庫の開閉

貸金庫の開閉は、当金庫の営業日ならびに営業時間中に限り、貸金庫ご契約者ご本人に対して貸与された正鍵1本を使用して行うものとします。ご本人が予め当金庫に届出た代理人による貸金庫の開閉にもこの正鍵を使用するものとします。なお、格納品の有無、種類、形状、品質および数量の如何については当金庫に一切責任がないものとします。

第4項 登録印鑑および貸金庫カードの暗証番号の届出

契約時にご契約者の使用印鑑を、また代理人を定められるときは代理人ご同伴のうえ、届出と同時に代理人の使用印鑑をそれぞれ当金庫に届出いただきます。また、無人型貸金庫をご利用者の場合は、それぞれ貸金庫カードの登録暗証番号を届出いただきます。

なお、届出された印鑑に符合する印章および利用者ご本人保管の貸金庫鍵を持参した者、あるいは貸与した貸金庫カードと登録された暗証番号をもって貸金庫室に入室し利用者ご本人保管の貸金庫鍵を持参した者をご当金庫が正等権限のある者と看做して開扉手続きを行った場合においては当金庫に帰すべき責任はなく、これにより生じた損害は全てご利用者本人の負担とします。

第5項 ご利用期間

貸金庫のご利用期間は原則として1年間とします。なおご利用者からお申し出がなく、また当金庫が継続ご利用を承諾する場合は、以後1年単位で期間を自動更新するものとします。

第6項 貸金庫使用料

貸金庫の使用料は別にお知らせした当金庫所定の年間料金を原則として年2回(毎年4・10月)に分割し、それぞれ6か月分を先払い方式でお支払いいただきます。なお、貸金庫業務の運

営上、使用料の改定が必要となった場合はご利用者あてにその改定内容をご通知するものとします。

お支払い方法は原則として利用申込時に指定された当金庫に開設されているご本人名義の預金口座からの自動振替によるお支払いとします。なお、ご契約時の使用料はご契約月から最初に到来する3月または9月までの両端月数で年間使用料を除いた料金とします。また、ご契約の解約時に未経過の領収済み使用料がある場合は解約日の属する月を除く未経過月数分に応じた使用料を返戻します。また、未受領の使用料がある場合はその経過月数に応じた使用料をお支払いいただきます。

第7項 反社会的勢力との取引謝絶

この貸金庫は第8項第3号1、第3号2のA～Gおよび第3号3のA～Eのいずれかにも該当しない場合に利用することができ、第8項第3号1、第3号2のA～Gまたは第3号3のA～Eの一つにでも該当する場合には、当金庫は貸金庫取引をお断りするものとします。

第8項 貸金庫契約の解約

(1)貸金庫契約を解約される場合は、遅滞なく当金庫窓口にて所定の手続きを行っていただくとともに貸金庫鍵の正鍵を直ちにご返却いただきます。また、無人型貸金庫をご利用の場合にはご本人ならびに代理人に貸与した貸金庫カードも同時にご返却いただきます。ご返却いただけないときは当金庫所定の手続きをとらせていただくとともに所定の費用を申し受けます。

(2)次の各号の一つでも該当する場合は、当金庫の判断によりご契約者に対するご通知の発送をもって貸金庫のご利用を解約させていただくことができるものとします。この場合、格納品を当金庫において別途保管することに異議がないものとし、これにより生じた費用ならびに損害等は全額ご利用者の負担とします。

- ①ご利用者が貸金庫使用料のお支払いを6ヶ月以上遅延したとき
- ②ご利用者ご本人が所在不明の場合、所在不明の確認時点から6ヶ月以上経過したとき
- ③ご利用者ご本人の相続の開始を知ったとき
- ④ご利用者の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ⑤当金庫店舗等の改装、閉鎖その他相当の事由が生じたとき
- ⑥貸与した鍵またはカードの改ざん、ご利用者以外への権利の転貸もしくは譲渡または不正使用その他相当の事由が生じたとき

(3)前号のほか、次の各号の一つにでも該当し、ご利用者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、またはご利用者に通知することによりこの契約を解除することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1号と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡して下さい。

- ①ご利用者が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②ご利用者または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. 詐欺的手法（振込め詐欺、融資保証金詐欺、架空請求等）を駆使して経済的利益を追求する集団または個人
 - G. その他前AからFに準ずる者

- ③ご利用者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前AからDに準ずる行為

(4)前号の明け渡しが遅延した時は遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌日から明け渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第6項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日に第6項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5)前第1号から第4号の明け渡しに3か月以上遅延した時は、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、各納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には破棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用はご利用者の負担とします。

(6)使用料、遅延損害金その他ご利用者が負担すべき費用が支払われないときは、前号の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求があり次第支払ってください。

第9項 その他の特記事項

(1)貸金庫鍵を滅失または喪失された場合は、鍵を全面更新するため貸金庫契約を解約いただき、新規に貸金庫のご利用申込み手続きをしていただきます。この場合、使用料の未経過期間分の返戻はいたしません。また、貸金庫カードを滅失、毀損または喪失されたときは、新たに貸金庫カードを作成させていただきます。なお、鍵の全面更新に要する費用ならびに貸金庫カードの再作成費用については全額実費をご本人にご負担いただきます。

(2)貸金庫の修繕その他当金庫の都合により貸金庫の開函または変更をいただくべき事由が発生したときは直ちにこれに応じていただきます。また、当金庫が急を要すると判断した場合は、当金庫単独にて臨機の措置をとらせていただくことに異議なくこれに同意していただきます。

(3)風水害、地震、噴火、火災ならびに金庫設備の故障その他やむを得ない事情により、当金庫が貸金庫のご利用を中止させていただく決定を行った場合には、ご利用者は異議なくこれに同意していただきます。また、これによりご利用者に損害が生じた場合においても当金庫には負担義務は一切ないものとします。

(4)ご本人の住所、氏名または法人名、代表者名ならびにご連絡先等の変更、または代理人に関して同様の変更もしくは代理人の変更等が必要な事由等が生じた場合には、直ちに当金庫窓口へ届出させていただきます。

第10項 規約の変更

(1)この規約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2)前号によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二号による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。